香芝市水道事業・分担金等一覧表（令和2年4月1日申請分から）

口径	給水分担金	施設分担金
13	142,857	95,238
20	219,047	142,857
25	371,428	266,666
40	1,000,000	723,809
50	1,600,000	1,180,952
75	3,571,428	2,533,333
100	6,428,571	4,600,000

給水分担金・施設分担金　→　上記の金額に消費税（地方消費税含む）が加算されます。（1円未満切り捨て）

例）・口径20㎜・5戸で申請する場合の給水分担金

219，047円×5戸×1．10＝1，204，758．5円→1，204，758円

・口径20㎜・5戸で申請する場合の施設分担金

142，857円×5戸×1．10＝785，713．5円→785，713円

◎受水槽設置の集合住宅については、親メーターの口径に関わらず各戸の個数分で算出

◎設計審査・しゅん工検査手数料→給水装置工事申込1件につき2，000円（非課税）

◎給水管布設工事跡舗装復旧費→申込者による責任施工（申請業者）

◎新規申込は、口径20φより受付（屋内給水栓数・5栓以上）

◎臨時給水申込（工事用水等）については、別途問い合わせ下さい。